

上越市教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日提出

上越市教育委員会教育長 早川 義裕

上越市教育委員会規則第1号

上越市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

上越市教育委員会組織規則（昭和46年上越市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

課	室	係
教育総務課		庶務係 企画係 施設係 学校給食係
	地域クラブ活動推進室	地域クラブ活動推進係
学校教育課		学事・庶務係 学童保育係 指導係
社会教育課		社会教育係 公民館係 生涯学習係
文化行政課		歴史文化係 埋蔵文化財係
スポーツ推進課		企画推進係 施設係

第6条第1項の表を次のように改める

課	室	係	所掌事務
教育総務課		庶務係	1 公告式及び公示に関する事。 2 教育委員会の規則及び規程の制定改廃に関する事。 3 公印の管理に関する事。 4 渉外に関する事。 5 儀式及び表彰に関する事。 6 文書の收受及び発送その他文書に関する事。 7 職員（市費負担職員をいう。以下同じ。）の定数、任免、給与、研修その他の人事に関する事。 8 職員の福利厚生に関する事。 9 職員団体に関する事。 10 教育委員会の所掌に係る予算の編成に関する事。 11 教育委員会の所掌に係る予算の配分、執行の調査及び調整に関する事。 12 教育委員会の所掌に係る決算の調製に関する事。

	<p>こと。</p> <p>1 3 教育費調査に関すること。</p> <p>1 4 私学助成に関すること。</p> <p>1 5 子ども・子育て支援制度（学校教育課が所掌する事務を除く。）に関すること。</p> <p>1 6 所管する施設に関すること。</p> <p>1 7 教職員住宅に関すること。</p> <p>1 8 課に属する車両の運行管理に関すること。</p> <p>1 9 分室との総合調整に関すること。</p> <p>2 0 課の所掌する事務に係る分室との調整に関すること。</p> <p>2 1 他の課の所掌事務に属さないこと。</p> <p>2 2 課の庶務に関すること。</p>
企画係	<p>1 教育委員会の会議に関すること。</p> <p>2 陳情及び請願に関すること。</p> <p>3 教育委員会広報に関すること。</p> <p>4 教育行政に係る相談に関すること。</p> <p>5 教育委員会の施策の進捗管理並びに執行状況の点検及び評価並びにその結果の公表に関すること。</p> <p>6 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。</p> <p>7 総合教育会議に関すること。</p> <p>8 学校の適正配置に関すること。</p> <p>9 学校の設置及び廃止に関すること。</p> <p>1 0 上越学生寮奨学金の貸付けに関すること。</p> <p>1 1 所管する施設に関すること。</p> <p>1 2 水族博物館に関すること。</p>
施設係	<p>1 教育財産の管理に関すること。</p> <p>2 学校施設の建設計画及び整備計画に関すること。</p> <p>3 学校施設の管理及び営繕に関すること。</p> <p>4 学校敷地の設定及び変更に関すること。</p> <p>5 公立学校施設台帳の整備及び保管に関すること。</p> <p>6 学校施設の目的外使用に関すること。</p> <p>7 教育施設の営繕関係の調整等に関すること。</p> <p>8 教育費に係る国県補助事業に関すること。</p>
学校給食係	<p>1 学校給食の計画及び管理運営に関すること。</p> <p>2 学校給食の指導及び衛生管理に関すること。</p>

			3 学校給食運営委員会に関する事。
	地域クラブ活動推進室	地域クラブ活動推進係	1 中学校における部活動改革並びに地域における子どもたちのスポーツ及び文化活動の環境整備の推進に関する事。 2 関係課との総合調整に関する事。 3 室の所掌する事務に係る分室との調整に関する事。
学校教育課		学事・庶務係	1 就学事務に関する事。 2 学級編制に関する事。 3 教科書の給付に関する事。 4 教材、教具及び備品の整備に関する事。 5 学校運営協議会の予算の管理に関する事。 6 就学援助に関する事。 7 学校等に係る会計年度任用職員の任用及び配置に関する事。 8 学校配置コンピュータ及び教育機器に関する事。 9 教職員の叙位、叙勲、褒章、教育功労者その他の表彰に関する事。 10 奨学金の貸付け及び返還並びに奨学金貸付審査委員会に関する事。 11 学校衛生環境の整備に関する事。 12 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。 13 幼児、児童、生徒及び教職員の保健管理に関する事。 14 結核対策委員会に関する事。 15 日本スポーツ振興センターに関する事。 16 スクールバスの管理及び運行並びに通学支援に関する事。 17 子ども・子育て支援制度（市立幼稚園に関する事項に限る。）に関する事。 18 課の所掌する事務に係る分室との調整に関する事。 19 課の庶務に関する事。
		学童保育係	1 放課後児童健全育成事業に関する事。 2 子ども・子育て支援制度（放課後児童クラブに関する事項に限る。）に関する事。
		指導係	1 幼稚園及び小・中学校の教育課程に関する事。

		<ul style="list-style-type: none"> 2 教職員の定数、任免、服務その他人事に関する こと。 3 教職員の福利厚生に関すること。 4 教職員の給与事務に関すること。 5 教職員の免許及び検定の取扱いに関すること。 6 校長の事務引継ぎに関すること。 7 教職員の団体に関すること。 8 学校の管理運営に関すること。 9 各教科の学習指導に関すること。 10 総合的な学習、道徳及び特別活動の指導に 関すること。 11 平和学習に関すること。 12 生活指導に関すること。 13 いじめの防止等に関すること。 14 学校同和教育その他の学校における人権教育 に関すること。 15 安全教育に関すること。 16 課外活動に関すること。 17 情報教育及び教育ネットワークに関するこ と。 18 特別支援教育に関すること。 19 健康教育に関すること。 20 教科書の採択に関すること。 21 準教科書及び副読本に関すること。 22 学校図書館教育に関すること。 23 教材及び教具の活用に関すること。 24 修学旅行及び校外学習に関すること。 25 教職員の研修に関すること。 26 学校運営協議会の指導に関すること。 27 教育センターとの連絡調整に関すること。 28 その他学校教育の指導助言に関すること。 29 指定統計その他統計に関すること。
社会教育 課	社会教育 係	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会教育及び生涯学習の振興に係る総合調整に 関すること。 2 社会教育事業の企画及び実施に関すること。 3 社会教育主事の資格の認定及び情報提供に関す ること。 4 社会教育委員及び公民館運営審議会に関するこ と。 5 社会同和教育その他学校以外における人権教育

		<p>に関すること。</p> <p>6 上越地区広域視聴覚教育協議会に関すること。</p> <p>7 課の所掌する事務に係る分室との調整に関する こと。</p> <p>8 課の庶務に関すること。</p>
	公民館係	<p>1 社会教育施設の整備計画に関すること。</p> <p>2 所管する施設に関すること。</p> <p>3 公民館事業の企画に関すること。</p> <p>4 公民館主事及び公民館運営委員に関すること。</p> <p>5 上越科学館に関すること。</p>
	生涯学習 係	<p>1 生涯学習の振興に関すること。</p> <p>2 生涯学習関係団体及び指導者に関する情報の収 集及び提供に関すること。</p> <p>3 社会教育関係団体の支援に関すること。</p> <p>4 地域の教育力向上に関すること。</p> <p>5 地域青少年育成会議に関すること。</p> <p>6 P T A及び子ども会に関すること。</p>
文化行政 課	歴史文化 係	<p>1 文化財調査審議会に関すること。</p> <p>2 市内文化財の調査把握及び維持管理に関するこ と。</p> <p>3 文化財の指定に関すること。</p> <p>4 文化財に関する資料の収集、作成及び広報に関 すること。</p> <p>5 銃砲刀剣類登録に関すること。</p> <p>6 偉人顕彰に関すること。</p> <p>7 北前船日本遺産の活用推進に関すること。</p> <p>8 歴史文化の把握及び保存活用に係る総合調整に 関すること。</p> <p>9 課の所掌する事務に係る分室との調整に関する こと。</p> <p>10 所管する施設に関すること。</p> <p>11 課の庶務に関すること。</p>
	埋蔵文化 財係	<p>1 埋蔵文化財の発掘調査及び研究に関すること。</p> <p>2 出土品の整理、保存及び展示に関すること。</p> <p>3 埋蔵文化財等の資料の展示に関すること。</p> <p>4 埋蔵文化財等の資料の情報提供に関すること。</p> <p>5 所管する施設に関すること。</p>
スポーツ 推進課	企画推進 係	<p>1 スポーツ推進に関する施策の企画及び実施に関 すること。</p> <p>2 スポーツ推進審議会に関すること。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 3 スポーツ推進委員に関すること。 4 スポーツ団体の育成に関すること。 5 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした地域活性化に関すること。 6 課の所掌する事務に係る分室との調整に関すること。 7 課の庶務に関すること。
	施設係	<ul style="list-style-type: none"> 1 体育施設の整備計画に関すること。 2 所管する施設に関すること。 3 学校体育施設開放事業に関すること。

第14条の見出し中「課長」の次に「及び室長」を加え、同条第1項中「課長」の次に「を、室に室長を」を加え、同条第2項中「課長」の次に「及び室長」を加える。

第16条の見出し中「副課長」の次に「及び副室長」を加え、同条第1項中「副課長」の次に「を、室に必要なに応じて副室長を」を加え、同条第2項中「副課長」の次に「及び副室長」を加える。

第23条第1項中「副参事」の次に「、副主幹」を、「主査」の次に「、副主査」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 参事、統括学芸員、上席司書及び上席学芸員は、教育長の特命又は上司の命を受けて所掌事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

第23条に次の4項を加える。

3 主幹及び副参事は、教育長の特命又は上司の命を受けて所掌事務を処理する。

4 副主幹は、教育長の特命若しくは上司の命を受けて所掌事務を処理し、又は上司の命を受けて係等の所掌事務を処理する。

5 主任司書、主任学芸員、主査、副主査及び主任は、上司の命を受けて係等の所掌事務を処理する。

6 副主任、主事、技師、司書、学芸員等は、上司の命を受けて担当事務に従事する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。